

議案第101号

大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定  
介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「基準該当介護予防訪問介護（）」を「基準該当介護予防訪問介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準（）」に、「。以下「指定介護予防サービス等基準」を「」をいう。以下同じ。）（以下「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準」に、「指定介護予防サービス等基準第41条」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第41条」に、「指定介護予防サービス等基準第45条」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第45条」に、「指定介護予防サービス等基準第4条」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第4条」に改め、同条第2号中「第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第46条」を「第46条、第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで」に、「第51条」を「第50条の2から第51条まで」に、「第53条」を「第53条から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで」に改め、同条第3号中「指定介護予防サービス等基準第112条第1項」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第112条第1項」に、「指定介護予防サービス等基準第112条から」を「平成27年改正前指定介護予防サービス

等基準第112条から」に、「指定介護予防サービス等基準第115条」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第115条」に、「第8条」を「第52条第1項並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第115条において準用する平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第8条」に、「から第36条まで、第52条第1項」を「第36条」に、「第105条」を「第105条の2」に改め、同条第4号中「第179条から第184条まで」を「第180条（第4項を除く。）、第181条、第182条及び第183条（第1項を除く。）」に、「第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで」を「第49条の3から第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3」に、「第102条、第104条、第105条」を「第53条の4から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4」に、「第150条まで」を「第150条まで並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第179条、第180条第4項、第183条第1項及び第184条」に改め、同条第5号中「第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで」を「第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3」に、「第102条第1項及び第2項」を「第53条の5から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第120条の2第1項及び第2項」に改める。

第4条第1号中「指定介護予防サービス等基準」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準」に改め、同条第2号中「第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで」を「第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで」に、「第51条、第53条」を「第50条の2から第51条まで、第53条から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9か

ら第53条の11まで」に改め、同条第3号中「指定介護予防サービス等基準」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準」に、「から第36条まで」を「、第36条」に、「第105条」を「第105条の2」に改め、同条第4号中「指定介護予防サービス等基準第184条並びに」を削り、「第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第102条、第104条、第105条」を「第49条の3から第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4」に、「第150条まで」を「第150条まで並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第184条」に改め、同条第5号中「第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第102条第1項及び第2項」を「第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第53条の5から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第120条の2第1項及び第2項」に改める。

第5条第1号及び第3号中「指定介護予防サービス等基準」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準」に改める。

第7条中「第3条まで及び」を「第3条まで及び平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第1条並びに」に改め、同条第1号中「指定介護予防サービス等基準」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準」に改め、同条第2号中「、第54条第1項及び第55条から第57条まで」を「から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条」に改め、同条第3号中「第72条まで」を「第67条まで、第69条から第72条まで」に、「第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第36条まで及び第52条第1項」を「第49条の2、第49条の3、第49条の5から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50

条の3、第52条第1項及び第53条の2から第53条の11まで」に改め、同条第4号中「第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第36条まで、第52条第1項」を「第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで」に改め、同条第5号中「第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第36条まで、第52条第1項」を「第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49条の12、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで」に改め、同条第6号中「指定介護予防サービス等基準第96条に」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第96条に」に、「指定介護予防サービス等基準第96条から第105条」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第96条から第105条の2」に、「指定介護予防サービス等基準第107条」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第107条」に、「第8条」を「第52条第1項並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第107条において準用する平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第8条」に、「第36条まで及び第52条第1項」を「第34条の2まで及び第36条」に改め、同条第7号中「第118条」を「第118条の3」に、「第121条」を「から第121条まで」に改め、同条第8号中「第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第52条第1項、第102条、第104条及び第105条」を「第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の4から第53条の11まで、第120条の2及び第120条の4」に改め、同条第9号中「第137条」を「第137条、第139条の2」に、「第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第52条第1項、第104条及び第105条」を「第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の4から

第53条の11まで及び第120条の4」に改め、同条第10号中「第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第36条まで、第52条第1項、第102条、第104条」を「第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4」に改め、同条第11号中「第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第36条まで、第52条第1項、第104条」を「第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで、第120条の4」に改め、同条第12号中「第243条まで」を「第235条まで、第237条から第243条まで」に、「第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第51条、第52条第1項、第104条及び第105条」を「第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条の4から第53条の11まで、第120条の4及び第139条の2」に改め、同条第13号中「第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第51条、第52条第1項、第104条、第105条、第235条」を「第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条の4から第53条の11まで、第120条の4、第139条の2、第235条、第237条」に改め、同条第14号中「第8条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第36条まで、第52条第1項並びに第102条第1項及び第2項」を「第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の5から第53条の11まで並びに第120条の2第1項及び第2項」に改め、同条第15号中「第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第23条、第29条、第31条から第36条まで、第52条第1項、第102条第1項及び第2項」を「第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の12まで、第50条の3、第52条第1項、第53条の3、第53条の5から第53条の11まで、第120条の2第1項及び第2項」に改める。

第 8 条第 1 号中「指定介護予防サービス等基準」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準」に改め、同条第 2 号中「第50条、第51条、第53条、第54条第 1 項及び第55条から第57条まで」を「第49条の 2 から第51条まで、第53条から第53条の11まで、第54条第 1 項、第56条及び第57条」に改め、同条第 3 号中「第66条」を「第66条、第67条、第69条」に、「第 8 条、第 9 条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条及び第28条から第36条まで」を「第49条の 2、第49条の 3、第49条の 5 から第49条の 7 まで、第49条の 9 から第49条の13まで、第50条の 2、第50条の 3 及び第53条の 2 から第53条の11まで」に改め、同条第 4 号中「第 8 条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第36条まで」を「第49条の 2 から第49条の 7 まで、第49条の 9 から第49条の13まで、第50条の 2、第50条の 3、第53条の 2 から第53条の 5 まで、第53条の 7 から第53条の 11まで」に改め、同条第 5 号中「第 8 条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第36条まで」を「第49条の 2 から第49条の 7 まで、第49条の10、第49条の12、第49条の13、第50条の 2、第50条の 3、第53条の 2 から第53条の 5 まで、第53条の 7 から第53条の11まで」に改め、同条第 6 号中「指定介護予防サービス等基準第100条から第105条まで」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第100条から第105条の 2 まで」に、「指定介護予防サービス等基準第107条」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第107条」に、「指定介護予防サービス等基準第 8 条」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第 8 条」に、「及び第30条から第36条まで」を「、第30条から第34条の 2 まで及び第36条」に改め、同条第 7 号中「第120条、第121条」を「第118条の 2、第118条の 3、第120条から第121条まで」に改め、同条第 8 号中「第 9 条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第102条、第104条及び第105条」を「第49条の 3 から第49条の 7 まで、第49条の 9、第49条の10、第49条の13、第50条の 2、第50条の 3、第53条の 4 から第53条の11まで、第120条の 2 及び

第120条の4」に改め、同条第9号中「第137条」を「第137条、第139条の2」に、  
「第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第104条及び第105条」を「第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4から第53条の11まで及び第120条の4」に改め、同条第10号中「第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第36条まで、第102条、第104条」を「第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4」に改め、同条第11号中「第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第36条まで、第104条」を「第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで、第120条の4」に改め、同条第12号中「第234条」を「第234条、第235条、第237条」に、「第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第51条、第104条及び第105条」を「第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第53条の4から第53条の11まで、第120条の4及び第139条の2」に改め、同条第13号中「第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第51条、第104条、第105条、第235条」を「第49条の5、第49条の6、第50条の2から第51条まで、第53条の4から第53条の11まで、第120条の4、第139条の2、第235条、第237条」に改め、同条第14号中「第8条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第36条まで並びに第102条第1項及び第2項」を「第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第53条の5から第53条の11まで並びに第120条の2第1項及び第2項」に改め、同条第15号中「第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第23条、第29条、第31条から第36条まで、第102条第1項及び第2項」を「第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の12まで、第50条の3、第53条の3、第53条の5から第53条の

11まで、第120条の2第1項及び第2項」に改める。

第9条第1号及び第6号中「指定介護予防サービス等基準」を「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。



(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める  
条例（抄）

（基準該当介護予防サービスに関する基準）

第3条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 基準該当介護予防訪問介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防

サービス等基準」という。）（以下「平成27年改正前指定介護予防サービス等基準」という。）

第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サー  
平成27年改正前指

ビス等基準 第41条から第44条まで並びに指定介護予防サービス等基準  
定介護予防サービス等基準 平成27年改正前指定介護予防サービ

第45条において準用する指定介護予防サービス等基準 第4条、第8  
ス等基準 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

条から第14条まで、第16条から第19条まで、第20条（第1項を除く。）、第21条、第23条、第24条、第25条第1項及び第3項、第26条、第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第37条第1項並びに第38条から第40条まで

- (2) 基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第58条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第58条から第60条まで並びに指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第46条、第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条（第1項を除く。）、第50条の2から第51条まで、第52条第1項、第53条から第53条の7まで、第53条の8（第5項

及び第6項を除く。)、第53条の9から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条

- (3) 基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準 第112条第1項  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準  
平成27年改正前指定介護予防

第112条から第114条まで並びに指定介護予防サービス等基準  
サービス等基準 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

第115条において準用する指定介護予防サービス等基準 第52条第1項並びに平成27年改正前  
指定介護予防サービス等基準第115条において準用する平成27年改正前指定介護予防サー  
ビス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第23条、第24条、第30  
条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第52

条第1項、第96条、第100条（第1項を除く。）、第101条から第105条 まで、第106条第1  
第105条の2

項及び第108条から第111条まで

- (4) 基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第179条に規定する基  
準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第179  
第180

条から第184条まで 並びに指定介護予防  
条（第4項を除く。）、第181条、第182条及び第183条（第1項を除く。）、

サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条ま  
第49条の3から第49

で、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項  
条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3

を除く。）、第34条の2から第36条まで、第52条第1項、第102条、第104条、第105条  
第53条の4から第53条の7まで、第

53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第120条の2、第  
、第128条、第133条、第134条、第135条（第1項を除く。）、第136条から第140条  
120条の4

まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに平成27年改正前指定介護予防サー  
ビス等基準第179条、第180条第4項、第183条第1項及び第184条

- (5) 基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第279条第1項に規定する  
基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第279条

並びに指定介護予防サービス等基準第280条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第33条まで、第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3

第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第52条第1項、第102条第53条

第1項及び第2項

の5から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条

、第265条、第267条、第268条、第269条（第1項

の11まで、第120条の2第1項及び第2項

を除く。）、第270条から第274条まで、第275条第1項並びに第277条から第278条の2まで

（基準該当介護予防サービスに係る管理者の責務）

第4条 基準該当介護予防サービスの事業を行う者（以下「基準該当介護予防サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 基準該当介護予防訪問介護 指定介護予防サービス等基準 第44条並びに 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

指定介護予防サービス等基準 第45条において準用する 指定介護予防サービス  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準 平成27年改正前指定介

等基準 第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第20条（第1項を除  
護予防サービス等基準

く。）、第21条、第23条、第24条、第25条第3項、第26条、第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第37条第1項並びに第38条から第40条まで

- (2) 基準該当介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指  
定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、  
第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13

第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、  
第50条（第1項を除く。）、第50条の2から第51条まで、第53条から第53条の7まで、第53条  
の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第54条第1項、第56条  
及び第57条

- (3) 基準該当介護予防通所介護 指定介護予防サービス等基準 第115条におい  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

て準用する指定介護予防サービス等基準 第8条から第14条まで、第16条、第  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

17条、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第33条まで、第34条（第5項及び第6  
項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第100条（第1項を除く。）、第101条から第105条  
、  
第105条

まで、第106条第1項及び第108条から第111条まで  
の2

- (4) 基準該当介護予防短期入所生活介護 指定介護予防サービス等基準第184条並びに指定介  
護予防サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第  
第49条の3か

13条まで、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第33条まで、第34条（第5項及び  
ら第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4から第  
第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第102条、第104条、第105条  
53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、  
、第133条、第134条、第135条（第1項を除く。）、第136条から第  
第120条の2、第120条の4

140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに平成27年改正前指定介護予防  
サービス等基準第184条

- (5) 基準該当介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第280条において準用する  
指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23  
第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13ま

条、第31条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条ま  
で、第50条の2、第50条の3、第53条の5から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第  
で、第102条第1項及び第2項、第269条  
6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第120条の2第1項及び第2項

（第1項を除く。）、第270条から第274条まで、第275条第1項並びに第277条から第278条の  
2まで

（基準該当介護予防サービスに係る記録の整備）

第5条 基準該当介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区  
分に応じ、当該各号に定める利用者に対する基準該当介護予防サービスの提供に関する記録を  
整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 基準該当介護予防訪問介護 指定介護予防サービス等基準 第37条第2項各  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

号に掲げる記録

(2) 省 略

(3) 基準該当介護予防通所介護 指定介護予防サービス等基準 第106条第2項  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

各号に掲げる記録

(4)-(5) 省 略

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第7条 法第115条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、**指定介護予防サービス等基準第1条から第3条まで及び平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第1条並びに**次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 指定介護予防訪問介護 (指定介護予防サービス等基準 第4条に規定する指  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準 第  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

4条から第24条まで、第25条第1項及び第3項、第26条から第36条まで、第37条第1項並びに第38条から第40条まで

(2) 指定介護予防訪問入浴介護 (指定介護予防サービス等基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第46条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第53条の11まで、第54条第1項及び第55条から第57条まで、第56条及び

(3) 指定介護予防訪問看護 (指定介護予防サービス等基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第62条から第67条まで、第69条から第72条まで、第73条第1項及び第75条から第77条まで並びに指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第49条の2、第49条の3、第49条の5

第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、 第52条第

1項及び第53条の2から第53条の11まで

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーション (指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指

定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第78条から第82条まで、第83条第1項、第85条及び第86条並びに指定介護予防サービス等基準第84条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第49条の2から第49条の7まで、第49条

第49条の2から第49条の7まで、第49条  
条まで、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第36条まで、第52条第1項、の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3

第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条

- (5) 指定介護予防居宅療養管理指導 (指定介護予防サービス等基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第87条から第91条まで、第92条第1項、第94条及び第95条並びに指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49

第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49  
第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第36条まで、第52条第1項、第53条の  
条の12、第49条の13、第50条の2、第50条の3

2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条

- (6) 指定介護予防通所介護 (指定介護予防サービス等基準 第96条に規定する指  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

定介護予防通所介護をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準 第96  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

条から 第105条 第105条の2 まで、第106条第1項及び第108条から第111条まで並びに指定介護予防  
平成27年改正

サービス等基準 第107条において準用する指定介護予防サービス等基準第52  
前指定介護予防サービス等基準

条第1項並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第107条において準用する平成  
27年改正前指定介護予防サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、  
第24条、第30条から第34条の2まで及び第36条まで及び第52条第1項

- (7) 指定介護予防通所リハビリテーション (指定介護予防サービス等基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第116条から 第118条 第118条の3 まで、第119条第1項、第120条、 第121条まで、第122条第1項及  
から

び第123条から第127条まで

- (8) 指定介護予防短期入所生活介護 (指定介護予防サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。) (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の

事業（指定介護予防サービス等基準第151条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第128条から第131条まで、第132条（第7項第1号を除く。）、第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第23条、第30条から第36条まで、第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第102条、第104条及び第105条、第53条の4から第53条の11まで、

#### 第120条の2及び第120条の4

- (9) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第129条、第130条、第151条、第152条、第153条（第7項第1号を除く。）、第154条から第158条まで及び第160条から第164条まで並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第133条、第134条、第136条、第137条、第139条の2、第140条及び第141条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第23条、第30条から第36条まで、第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第104条及び第105条、第53条の4から第53条の11まで及び

#### 第120条の4

- (10) 指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準第203条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第186条から第193条まで、第194条第1項及び第196条から第202条まで並びに附則第7条から第9条まで、第11条及び第12条並びに指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第23条、第30条、第31条、第33条から第36条まで、第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第102条、第104条、第53条の4、第53条の5、第

、第121条、第133条、第134条第  
53条の7から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4  
2項及び第140条

- (11) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第187条、第203条から第209条まで及び第211条から第215条まで並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第189条、第191条及び第194条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第36条まで、第52条第1項、第104条、第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、

第50条の2、第50条の3  
第53条の4、第53条の5、第53条の7

、第121条、第133条、第134条第2項及び第140条  
から第53条の11まで、第120条の4

- (12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を除く。） 指定介護予防サービス等基準第230条から第235条まで、第237条から第243条まで、第244条第1項及び第246条から第252条まで並びに附則第15条並びに指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス等基準第11条、第12条、第21条、第23条、第30条、第49条の5、第49条の6、第50条の2から

から第36条まで、第51条まで、第52条第1項、第104条及び第105条  
第53条の4から第53条の11まで、第120条の

#### 4 及び第139条の2

- (13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準第253条から第260条まで、第261条第1項、第263条及び第264条並びに附則第15条及び第18条並びに指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第51条まで、第52条第1項、第49条の5、第49条の6、第50条の2から

第104条、第105条  
、第235条、第237条から第239条  
第53条の4から第53条の11まで、第120条の4、第139条の2



条まで及び第241条から第243条まで

- (14) 指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第265条から第274条まで、第275条第1項及び第277条から第278条の2まで並びに指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第36条まで、第52条第1項並びに第102条第1項及び第2項、第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第53条の5から第53条の11まで並びに第120条

の2第1項及び第2項

- (15) 指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準第281条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第281条から第287条まで、第288条第1項及び第290条から第292条まで並びに指定介護予防サービス等基準第289条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第23条、第29条、第31条から第36条まで、第52条第1項、第102条第1項及び第49条の10から第49条の12まで、第50条の3、第53条の3、第53条

第2項、第270条から第272条まで並びに第5から第53条の11まで、第120条の2第1項及び第2項

第274条

（指定介護予防サービスに係る管理者の責務）

第8条 指定介護予防サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護 指定介護予防サービス等基準第8条から第24条まで  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

で、第25条第3項、第26条から第36条まで、第37条第1項及び第38条から第40条まで

- (2) 指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第50条、第51条まで、第49条の2から

53条から第53条の11まで、第54条第1項及び第55条から第57条まで、第56条及び

- (3) 指定介護予防訪問看護 指定介護予防サービス等基準第66条、第67条、第69条から第72条

まで、第73条第1項及び第75条から第77条まで並びに指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条及び第28条から第36条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3及び第53条の2から

第53条の11まで

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第81条、第82条、第83条第1項、第85条及び第86条並びに指定介護予防サービス等基準第84条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第36条で、第50条の2、第50条の3、第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条

(5) 指定介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防サービス等基準第90条、第91条、第92条第1項、第94条及び第95条並びに指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第36条13、第50条の2、第50条の3、第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条

(6) 指定介護予防通所介護 指定介護予防サービス等基準 第100条から第105条  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準 第105条

まで、第106条第1項及び第108条から第111条まで並びに指定介護予防サービス等基準第2条

第107条において準用する指定介護予防サービス等基準 第8条  
サービス等基準 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条及び第30条から第34条の2まで及び第36条まで

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第118条の2、第118条の3、第120条、第121条まで、第122条第1項及び第123条から第127条までから

(8) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係る

ものを除く。) 指定介護予防サービス等基準第133条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第102条、第104条及び第105条

#### 条の4

- (9) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第155条から第158条まで及び第160条から第164条まで並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第133条、第134条、第136条、第137条、第139条の2、第140条及び第141条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第159条において準用する指定介護予防サービス等基準第142条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第36条まで、第104条及び第105条

第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4から第53条の11まで、第120条の2及び第120

#### で及び第120条の4

- (10) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第189条から第193条まで、第194条第1項及び第196条から第202条まで並びに指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第36条まで、第102条、第104条

第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11ま

、第121条、第133条、第134条第2項及び第140条

#### で、第120条の2、第120条の4

- (11) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第206条から第209条まで及び第211条から第215条まで並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第189条、第191条及び第194条第1項並びに指定介護予防サービス等基準第210条において準用する指定介護予防サービス等基準第195条において準用する指定介護予防サービス

等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、  
第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、

第33条から第36条まで、第104条、第50条の3、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで、第120条の4

121条、第133条、第134条第2項及び第140条

- (12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。） 指定介護予防サービス等基準第234条、第235条、第237条から第243条まで、第244条第1項及び第246条から第252条まで並びに指定介護予防サービス等基準第245条において準用する指定介護予防サービス等基準第11条、第12条、第21条、第23条、第30条  
第49条の5、第49条の6、第50条の2から

から第36条まで、第51条まで、第104条及び第105条

第53条の4から第53条の11まで、第120条の4及び第139条の2

- (13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準第258条から第260条まで、第261条第1項、第263条及び第264条並びに指定介護予防サービス等基準第262条において準用する指定介護予防サービス等基準第11条、第12条、第21条、  
第49条の5、第49条の6、

第23条、第30条から第36条まで、第51条、第104条、第105条

第50条の2から

まで、第53条の4から第53条の11まで、第120条の

、第235条、第237条から第239条まで及び第241条から第243条まで

4、第139条の2

- (14) 指定介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第269条から第274条まで、第275条第1項及び第277条から第278条の2まで並びに指定介護予防サービス等基準第276条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第19条まで、第21条、第23条、第31  
第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、

条から第36条まで並びに第102条第1項及び第2項

第50条の3、第53条の5から第53条の11まで並びに第120条の2第1項及び第2項

- (15) 指定特定介護予防福祉用具販売 指定介護予防サービス等基準第285条から第287条まで、第288条第1項及び第290条から第292条まで並びに指定介護予防サービス等基準第289条において準用する指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、  
第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から

第23条、第29条、第31条から第36条まで、第102条第1項及び第2項

第49条の12まで、第50条の3、第53条の3、第53条の5から第53条の11まで、第120条の2第

、第270条から第272条まで並びに第274条

1項及び第2項

(指定介護予防サービスに係る記録の整備)

第9条 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定介護予防サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問介護 指定介護予防サービス等基準 第37条第2項各号に  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

掲げる記録

- (2)-(5) 省 略

- (6) 指定介護予防通所介護 指定介護予防サービス等基準 第106条第2項各号  
平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

に掲げる記録

- (7)-(15) 省 略